

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	雲南市

雲南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興部 林業振興課
所在地 島根県雲南市木次町里方521番地1
電話番号 0854-40-1056
FAX番号 0854-40-1059
メールアドレス ringyoushinkou@city.unnan.shimane.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ニホンザル③ニホンジカ④ヌートリア ⑤タヌキ⑥カラス⑦アナグマ⑧アライグマ⑨サギ類 ⑩カワウ⑪ノウサギ⑫ツキノワグマ⑬その他獣類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	雲南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稲・野菜	7,044千円／495a
②ニホンザル	水稲・野菜	211千円／7.5a
③ニホンジカ	造林木	430千円／100a
④ヌートリア	水稲・野菜	3千円／0.01a
⑤タヌキ	野菜・果樹	—
⑥カラス	野菜・果樹	—
⑦アナグマ	野菜・果樹	—
⑧アライグマ	—（未確認）	—
⑨サギ類	水稲・魚類	—
⑩カワウ	魚類	—
⑪ノウサギ	造林木	—
⑫ツキノワグマ	果樹・蜜蜂	58千円／0.8a
⑬その他獣類	果樹	42千円／0.2a

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ 市内全域に生息し、中山間地域を中心として水稲被害が発生している。収穫期以外にも家屋周辺や畦畔の掘り返しといった生活被害が多数発生している。また、以前は出没のなかった街部周辺でも目撃や被害が発生している。</p> <p>②ニホンザル 木次町、三刀屋町、吉田町及び掛合町に生息し、主に野菜や果樹への被害が発生している。防護柵や追い払い等の対策を実施しているが、被害や生息域が拡大している。</p> <p>③ニホンジカ 中国山地側（市南部）から分布が拡大しており、市の北部でも目撃や捕獲があることから、生息数は増加傾向にあると考えられる。主に幼齢木や樹皮などへの摂食害や角こすりなどの林業被害が発生している。</p> <p>④ヌートリア 市内を流れる斐伊川流域の河川付近にある農地で被害が発生している。主に野菜や水稲への被害が多く、水田の畦に穴を開ける等の生活被害も発生している。</p> <p>⑤タヌキ</p>
--

<p>市全域で主に野菜への被害が発生している。</p> <p>⑥カラス 市全域で主に野菜への被害が多く発生している。</p> <p>⑦アナグマ 農地に限らず住宅地周辺でも出没している。農作物被害のほかに住宅敷地内に侵入する生活被害もあり、生息域は拡大していると考えられる。</p> <p>⑧アライグマ 被害報告はないが、大東町、加茂町で捕獲実績があり、今後対策が必要となると考えられる。</p> <p>⑨サギ類 田植え後の苗の踏み付けや漁業者が放流した稚魚の食害が発生している。また、住宅地付近に営巣し、糞や鳴き声による生活被害も発生している。</p> <p>⑩カワウ 放流稚魚の食害が報告されている。</p> <p>⑪ノウサギ 市南部の造林地内において、幼齢木への食害が報告されている。</p> <p>⑫ツキノワグマ 主に市南部の山間部で生息が確認されており、柿や栗、養蜂で被害が発生している。また、民家や通学路付近で目撃されることもあり、人身被害の懸念や周辺住民の心理的な影響もある。</p> <p>⑬その他獣類 ぶどうなど果樹への被害が発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度) ※現状値*90%
イノシシ (水稲、野菜等)	被害金額	7,044 千円	6,340 千円
	被害面積	495a	446a
ニホンザル (水稲、野菜等)	被害金額	211 千円	190 千円
	被害面積	7.5a	6.8a
ニホンジカ (造林木等)	被害金額	430 千円	387 千円
	被害面積	100a	90a
ヌートリア (水稲、野菜等)	被害金額	3 千円	2.7 千円
	被害面積	0.1a	0.09a
タヌキ (水稲、野菜等)	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カラス (野菜、果樹等)	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アナグマ (野菜、果樹等)	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

	被害面積	—	—
サギ類 (水稲、魚類等)	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カワウ (魚類等)	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ノウサギ (造林木等)	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ツキノワグマ (果樹、養蜂等)	被害金額	58 千円	52 千円
	被害面積	0.8a	0.7a
その他獣類 (野菜、果樹等)	被害金額	42 千円	38 千円
	被害面積	0.2a	0.18a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>①雲南市猟友会の協力により有害鳥獣駆除班を編成し、有害鳥獣の駆除と個体数の調整を図った。</p> <p>②駆除班の駆除活動を推進するため、活動経費の支援などを行った。</p> <p>③狩猟免許取得を促すため、狩猟免許取得にかかる費用を助成した。</p> <p>【捕獲機材の導入】</p> <p>④中型動物捕獲用の箱わなを購入し、住居や農地周辺での捕獲を図った。</p> <p>【捕獲鳥獣の処理方法】</p> <p>⑤平成29年度に、市内にイノシシ食肉加工施設を整備した。</p>	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>駆除班員数は増加傾向にあるが、生業を抱えながら駆除活動を行う班員が多く、即時に被害対応できない場合がある。また、近年は鳥獣による生活被害の相談も増えており、どのような体制で対応すべきか課題が残る。</p> <p>銃免許所持者が減少しており、銃免許所持者の確保を図る必要がある。</p> <p>特に若年者層の駆除班員の捕獲技術や捕獲に対する動機付けの向上を図る必要がある。</p> <p>【捕獲鳥獣の処理方法】</p> <p>食肉処理施設によりジビエ利用が進められていたが、市内全域が豚熱の感染区域になったことにより、ジビエ利用に制限がなされたため、ジビエ利用を安定的に継続する体制の確立が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <p>①市の事業で、電気柵やワイヤーメッシュの資材購入にかかる補助（補助率1/3以内）を行った。</p> <p>②国の交付金を活用し、営農組織等にワイヤーメッシュの設置事業を行った。</p>	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <p>防護柵の普及は進んでいるが、既設の防護柵が老朽化等により修繕や更新の対応などが必要である。</p> <p>防除を必要とする獣種が増加しており、複合柵等の普及が課題になっている。</p>
生息環境	【緩衝帯の設置】	【緩衝帯の設置】

<p>管理その他の取組</p>	<p>①被害相談の際に、農地周辺の環境整備の推進を啓発した。</p> <p>【追上げ・追払い活動】</p> <p>②追払い用花火の講習会を開催し、地域ぐるみの対策を推進した。</p> <p>【放任果樹の除去】</p> <p>③放任果樹の除去や野菜残渣の放置をしないよう告知放送等で啓発した。</p> <p>【被害防止技術・知識等の普及】</p> <p>④鳥根県の協力のもと、集落等で出前講座を開催し、鳥獣の生態や対策について研修会を行ったり、電気柵の適切な設置について支援を行ったりした。</p>	<p>緩衝帯を整備したあと、継続して維持・管理することに課題がある。</p> <p>【追上げ・追払い活動】</p> <p>集落住民の減少や高齢化により地域ぐるみの追払い活動が困難になりつつある。</p> <p>【放任果樹の除去】</p> <p>空き家や耕作放棄地にある放任果樹の管理に課題がある。</p> <p>【被害防止技術・知識等の普及】</p> <p>非農家の意識向上を図る必要がある。</p>
-----------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>【捕獲に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き雲南市猟友会や関係団体と連携し、有害鳥獣の捕獲を実施する。 ・イノシシ被害が通年化していることから、令和6年度から通年捕獲を実施しており、継続して取り組む。 ・GPS 発信機等の I C T 機器を活用し、捕獲労務の省力化や効率化を図る。 ・農林地や民家に出没するアナグマやヌートリアなどの中型動物については、被害者自ら捕獲できるよう許可手続きを整備する。 <p>【担い手確保の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者を確保するため、市の広報紙やホームページなどの媒体を通じて、狩猟免許の取得を促進するとともに狩猟免許の取得経費への助成を行う。 ・捕獲者の技術向上のため、鳥根県と協力し、研修会や指導・助言を行う。 <p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員による鳥獣被害対策実施隊を編成しているが、その他の隊員の任命に向けて関係機関と協議する。 <p>【侵入防止柵設置に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金を活用し、ほ場のまとまりごと等、面的な侵入防止柵の設置を推進する。 ・侵入防止柵の設置にあたっては、最大限の効果が発揮されるよう設置方法や適切な維持管理（定期的な見回りや草刈り等）について指導する。 ・市が行う侵入防止柵設置補助事業について、対象資材や要件を拡大し、被害防止に効果的かつ効率的な補助事業を実施する。 <p>【地域ぐるみの被害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非農家も含めた集落ぐるみの対策の意識を高めるため、地域住民を対象に研修会を開催し、有効な被害防止策に関する知識の習得や啓発を行う。

- ・地域住民向けの研修会を開催し、地域における鳥獣被害対策の中心的な役割を担う指導者を養成する。
- ・交付金等を活用して侵入防止柵を設置した地域においては、地域ぐるみの鳥獣被害対策を重点的に進め、鳥獣被害の減少を図る。

【ジビエの利活用の推進】

- ・県と連携し、市内イノシシ食肉処理施設の血液 PCR 検査の実施体制を整備し、豚熱感染下における捕獲イノシシの適切な取り扱いの徹底を図り、安全なジビエ利用を推進する。
- ・近隣の市町と連携し、既存の食肉加工処理施設への搬入を推進し、安定的な受け入れ体制を構築する。
- ・食肉利用等の販路拡大を図り、捕獲個体の有効活用を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・雲南市猟友会員で編成する有害鳥獣駆除班によって対象鳥獣の捕獲を実施する。
- ・市職員による鳥獣被害対策実施隊を編成しているが、その他の隊員の任命に向け関係機関と協議する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10 年度	イノシシ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得を推進し、人材の確保を進める。 ・捕獲機材を整備する。 ・研修会等により捕獲技術の向上を図る。
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 機器を活用し、群れの出没情報を駆除班と共有することにより捕獲効率を高める。 ・捕獲機材を整備する。
	ヌートリア、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者や被害者自らによる捕獲を推進する。 ・特定外来生物は、被害対策をより進めるため、特定外来生物法に基づく主務大臣による確認・認定を検討する。 ・捕獲機材を整備する。
	カラス、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害や出没の情報を集約し、効果的な捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・全鳥獣種共通 近年の捕獲頭数や被害状況および捕獲体制を勘案し、被害軽減に有効かつ達成可能な捕獲計画とする。 ・サギ類 平成29年7月以降は捕獲を中止しているが、生活環境被害等を減少させるための手法について、検討する。 ・ツキノワグマ

島根県第二種特定鳥獣管理計画に基づき対応するため、捕獲目標は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①イノシシ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
②ニホンザル	40頭	40頭	40頭
③ニホンジカ	110頭	110頭	110頭
④ヌートリア	200頭	200頭	200頭
⑤タヌキ	120頭	120頭	120頭
⑥カラス	40羽	40羽	40羽
⑦アナグマ	150頭	150頭	150頭
⑧アライグマ	20頭	20頭	20頭
⑨サギ類	－羽	－羽	－羽
⑩カワウ	20羽	20羽	20羽
⑪その他獣類	20頭	20頭	20頭
⑫ツキノワグマ	－頭	－頭	－頭

捕獲等の取組内容

① イノシシ

主にわなによる捕獲を実施する。農作物の被害はもとより「掘り返し」等の被害が通年において発生しており、近隣自治体と連携し期間を通年とする。

②ニホンザル

銃器による捕獲を基本とするが、被害の多く発生している地区では、箱わなや囲いわなによる捕獲やGPS装置を活用した行動追跡を実施する。狩猟鳥獣でないことや被害の発生状況を考慮し期間は通年とする。

② ニホンジカ

主に箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。早期に捕獲圧力を上げることにより、生息域の拡大を抑制し林業被害、農業被害防止を図るために期間は、通年とする。

④ヌートリア

河川流域や農地周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、通年とする。

⑤タヌキ

農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、通年とする。

⑥カラス

主に銃器による捕獲を実施するが、銃器による捕獲が困難な地域では、追払いを積極的に行うとともに箱わなによる捕獲を実施する。期間は、通年とする。

⑦アナグマ

農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、通年とする。

⑧アライグマ

農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。捕獲圧力を上げることにより、生息域の拡大、個体数の抑制を目指し期間は、通年とする。

⑨サギ類

営巣地の除去や追払いを実施する。現在は捕獲を中止しているが、捕獲する場合は、

被害状況等を十分に勘案し関係機関と協議のうえ期間や場所を定めて実施する。
⑩カワウ 銃器による捕獲を実施する。営巣地を特定し、営巣地の除去や追払いを実施する。期間は、通年とする。
⑪その他獣類 農地や民家周辺において、箱わなによる捕獲を実施する。期間は、通年とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ (国交付金事業)	ワイヤーメッシュ L=約4,000m	ワイヤーメッシュ L=約4,000m	ワイヤーメッシュ L=約4,000m
全鳥獣種 (資材費の一部を 市で補助)	ワイヤーメッシュ、 電気柵、ネット等 L=約40,000m	ワイヤーメッシュ、 電気柵、ネット等 L=約40,000m	ワイヤーメッシュ、 電気柵、ネット等 L=約40,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全鳥獣種	・防護柵の適正な管理を推進するため、現地での指導や市報等を活用した広報に努める。	・防護柵の適正な管理を推進するため、現地での指導や市報等を活用した広報に努める。	・防護柵の適正な管理を推進するため、現地での指導や市報等を活用した広報に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10 年度	全鳥獣種	・地域住民を対象に研修会を開催し、地域ぐるみの被害防止対策を啓発・推進する。 ・被害現場において必要に応じて指導や助言を行い、被害防止に効果的な方法の提案を行う。
	ツキノワ	・島根県と協力してクマに関する学習会を学校等で開催し、

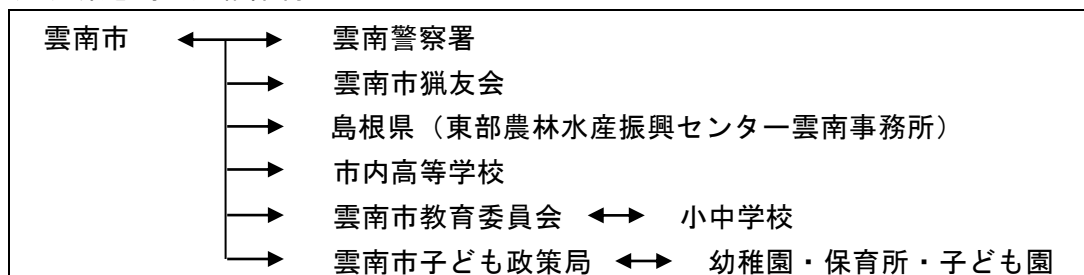
	グマ	正しい知識を習得する機会を提供する。 ・目撃情報を安心安全メール等で住民に周知し、注意喚起を行う。
--	----	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
雲南市	市民の安全確保等のため関係機関・部局と連携し、被害対応等を行う。
雲南警察署	必要に応じてパトロール等を行う。
雲南市猟友会	市からの要請により、駆除等の対応をする。
島根県（東部農林水産振興センター雲南事務所）	被害対応等について、必要な指導や助言を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、環境に配慮したうえで適切に埋設処理とするが、埋設に係る労力低減のための手法を検討する。イノシシ・ニホンジカについては、可能な限り食肉処理施設への搬入を促す。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状（R6年度） 22頭／年	目標 100頭／年
ペットフード		
皮革		
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）		

(2) 処理加工施設の取組

環境に配慮し、適切に埋設処理することとする。ジビエ利用が可能な個体については、食肉処理施設への搬入を促進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市内の食肉加工に携わる担い手の確保に資する支援を行うとともに、ジビエ先進地の取組等を参考にして関係者の知識の向上を図る

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	雲南市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
雲南市	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
雲南市農業委員会	農業関係の被害の情報提供
雲南市猟友会	捕獲の実施（狩猟、駆除）
島根県農業協同組合（雲南地区本部）	農業関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
斐伊川漁業協同組合	水産関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
大原森林組合	山林関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
飯石森林組合	山林関係の被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
島根県農業共済組合（雲南事業所）	農業共済による被害の情報提供、被害防止対策の指導及び協力
島根県鳥獣保護管理員	被害の情報提供、被害調査、被害防止対策の指導
食肉加工処理団体（KANUKA PARK）	有害鳥獣の利活用、捕獲個体の利活用推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県（東部農林水産振興センター雲南事務所）	国、県からの情報提供とアドバイザーとしての指導・助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員による実施隊を編成しているが、その活動内容を検証したうえでその他の隊員の任命を行う。捕獲を担う対象鳥獣捕獲員の任命については、雲南市猟友会と協議する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物及び市民の生命や財産等に被害を及ぼす場合は、県・警察署等と情報共有を図り、効果的な捕獲と防除をめざす。

雲南市猟友会等と連携し、鳥獣被害防止対策の担い手確保と人材育成に向けた研修会等を積極的に開催する。

被害防止に効果のある新技術や対策全般にかかる ICT 化等の先進的な取り組みについて、検討や試行を進める。

特にニホンザルやニホンジカ対策について、広域的な対策を進めるため、近隣市町との連携や情報共有を図る。